【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月29日
【会社名】	日新製糖株式会社
【英訳名】	Nissin Sugar Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　樋口　洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町14番１号
【電話番号】	０３（３６６８）１２９３
【事務連絡者氏名】	財務部長　　森田　裕
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町14番１号
【電話番号】	０３（３６６８）１２９３
【事務連絡者氏名】	財務部長　　森田　裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年９月29日開催の取締役会において、平成27年１月29日（予定）をもって当社の余暇開発本部が営む事業を新設分割により設立する会社に承継（以下、「本新設分割」といいます。）させることを決議しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（１）新設分割の目的

当社は、豊かで快適な生活実現のため、「食」と「健康」で貢献することを使命とし、フィットネスクラブのパイオニアとして、1972年から健康産業事業「ドゥ・スポーツプラザ」ブランドでの総合スポーツクラブ経営を開始し、お子様からシニア世代まで幅広いお客様の健康の向上に努めてまいりました。

その間、フィットネスに対する関心と市場規模は飛躍的に増大いたしましたが、近年成長が鈍化し、競争が激化するなか、業界内では小規模にとどまっている当事業の経営は一層厳しさを増しております。また、高齢者人口の増大、女性専用施設や24時間営業など、顧客ニーズは急速に変化・多様化しております。こうした状況の下、将来に向けての安定した事業継続と拡大のためには、コスト競争力の大幅な強化、ならびに質の高い魅力的なサービスの開発力の強化が、極めて重要な課題であります。

以上から当社は、当該事業に関し、会社分割により新会社を設立するとともに、連結子会社の日新余暇開発株式会社を合併し、経営資源を集約すると同時に、人事制度の抜本改革を実施いたします。これらにより、確固たる経営基盤を確立し、引き続きお客様、株主の皆様や従業員を始めとするステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

（２）新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

①新設分割の方法

当社を分割会社とし、「株式会社ドゥ・スポーツプラザ」を承継会社とする簡易新設分割です。

（注）本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割の手続により、株主総会の決議による承認を得ずに行うものです。

②新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式100株を発行し、当社に株式すべてを割当て交付します。

③その他の新設分割計画の内容

当社が平成26年９月29日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、（５）「新設分割計画書」のとおりです。

（３）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して発行される新設会社の株式は全て、新設分割会社である当社に割当て交付されます。新設会社が当社に交付する株式の数につきましては、交付される株式の数いかんによって当社の純資産に変動はありませんので、完全子会社となる新設会社の効率的な管理および新設会社の資本金の額等を考慮し、決定しました。

（４）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ドゥ・スポーツプラザ
本店の所在地	東京都中央区日本橋小網町14番１号
代表者の氏名	代表取締役社長　川口　多津雄
資本金の額	90百万円
純資産の額	572百万円
総資産の額	885百万円
事業の内容	スポーツクラブの運営等の健康産業事業

（５）新設分割計画は次のとおりです。

新設分割計画書（写）

日新製糖株式会社（以下、「当社」という）は、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画書」という）を作成する。

第１条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところにより、当社の余暇開発本部が営む事業（以下、「本件事業」という）に関して有する第４条記載の権利義務を、新たに設立する会社（以下、「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という）を行う。

第２条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、発行可能株式総数、その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「株式会社ドゥ・スポーツプラザ定款」のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、東京都中央区日本橋小網町14番１号とする。

第３条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の設立時役員は以下のとおりとする。

（１）設立時取締役：川口　多津雄
松山　三男
竹口　仁
大久保　亮

（２）設立時監査役：藤井　邦弘

第４条（新設会社に承継する権利義務）

１．本件分割により、新設会社が当社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙２「承継権利義務明細表」のとおりとする。

２．本条に基づき新設会社が当社から承継する債務に関しては、新設会社が免責的にこれを引き受ける。

第５条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、これを前条に規定する権利義務の対価として当社に対して交付する。

第６条（新設会社の資本金、準備金および剰余金の額に関する事項）

新設会社の資本金、準備金および剰余金の額は、以下のとおりとする。

（１）資本金の額　　金　90,000,000円
（２）資本準備金の額　　金　　0円
（３）その他資本剰余金の額　　株主資本等変動額（会社計算規則第49条に定めるものをいう）から第１号及び第２号の額を減じて得た額
（４）利益準備金の額　　金　　0円

第７条（新設分割計画承認総会）

当社は、会社法第805条に基づき、本計画書につき、株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第８条（成立日）

新設会社の成立日（以下、「新設会社成立日」という）は、平成27年１月29日とする。ただし、当社は、必要に応じて、新設会社成立日を変更することができる。

第９条（競業避止義務）

当社は、本件事業について会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第10条（分割条件の変更および本件分割の中止）

当社は、本計画書作成後、新設会社成立日までの間において、天変地異その他の事由により当社の資産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、または本件分割の実行の重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合、本件計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第11条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成26年９月29日

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
取締役社長　樋　口　洋　一

以　上

別紙1

株式会社ドゥ・スポーツプラザ定款

第１章　　総　　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ドゥ・スポーツプラザと称し、英文ではDo Sports Plaza Co., Ltd.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務
（２）健康保持増進のための健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務の受託
（３）スポーツ用品、繊維製品、煙草、酒類、新聞、雑誌、飲食料品等の販売
（４）スポーツ指導員の教育および研修
（５）警備業
（６）前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載する。

（機関）
第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は1,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡するまたは取得するときは、当会社の取締役会の承認を得なければならない。

（名義書換）
第８条　株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに以下の各号に定めるものを添えて提出しなければならない。
（１）　当該請求等を本人が行ったことを証するもの
（２）　その取得を証するもの

第３章　　株主総会

（招集）
第９条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヵ月内に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第10条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）
第11条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に差支えあるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（決議の方法）

第12条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第13条　株主は議決権を有する他の出席株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、その委任状を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（員数および選任方法）

第14条　当会社に取締役５名以内を置く。

2　取締役は株主総会において選任する。

3　取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任期）

第15条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第16条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長、専務取締役各１名および常務取締役若干名を定めることができる。

（招集者および議長）

第17条　取締役社長は取締役会を招集しかつその議長となる。

2　取締役社長に差支えあるときは予め取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（招集通知）

第18条　取締役会招集の通知は会日の３日前に各取締役にこれを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（決議の省略）

第19条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第20条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役会規程）

第21条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第５章　　監　査　役

（員数および選任方法）
第22条　当会社に監査役２名以内を置く。
２　監査役は株主総会において選任する。
３　監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第23条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第24条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

（監査役の監査範囲）
第25条　監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定する。

第６章　　計　算

（事業年度）
第26条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当基準日）
第27条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第28条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

第７章　　附　則

（最初の事業年度）
第１条　当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成27年３月31日までとする。

別紙２

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、新設会社成立日において本件事業に関する以下の資産、債務、契約その他の権利義務のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものを承継する。

１　資産

（１）流動資産

本件事業に属する現金、預金、売掛金、棚卸資産、未収入金およびその他の流動資産

（２）固定資産

本件事業に属する店舗等の有形固定資産、ソフトウェア、敷金等の差入保証金およびその他の固定資産

２　債務

（１）流動負債

本件事業に属する買掛金、短期リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金,賞与引当金並びにその他の流動負債

（２）固定負債

本件事業に属する預り保証金、長期リース債務並びにその他の固定負債

３　契約その他の権利義務

（１）本件事業のみに関して締結している一切の契約およびこれに付随する一切の権利義務（雇用契約を除く）。

（２）余暇開発本部に所属する嘱託および臨時従業員との雇用契約。

（３）本件事業のみに関して取得している一切の許可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以　上